

平成26年第4回占冠村議会臨時会会議録（第1号）

平成26年8月8日（金曜日）

○議事日程

| | | | |
|-------|--------|--|------------------------|
| | | | 議長開会宣言（午前10時） |
| 日程第 1 | | | 会議録署名議員の指名について（6番・7番） |
| 日程第 2 | | | 会期決定について |
| | | | 議長諸般報告 |
| | | | 村長行政報告 |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | | 工事請負契約を締結することについて |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | | 工事請負契約を締結することについて |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | | 工事請負契約を締結することについて |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | | 平成26年度占冠村一般会計補正予算（第2号） |

○出席議員（8人）

| | | | | | |
|----|----|----------|-----|----|---------|
| 議長 | 8番 | 相川 繁治 君 | 副議長 | 1番 | 小峰 義雄 君 |
| | 2番 | 長谷川 耿聰 君 | | 3番 | 山本 敬介 君 |
| | 4番 | 五十嵐 正雄 君 | | 5番 | 佐野 一紀 君 |
| | 6番 | 工藤 國忠 君 | | 7番 | 木村 一俊 君 |

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（村長部局）

| | | | |
|-----------------|---------|-------------|---------|
| 村 長 | 中村 博 君 | 副 村 長 | 堤 敏満 君 |
| 会 計 管 理 者 | 小林 潤 君 | 総 務 課 長 | 田中正治 君 |
| 企 画 商 工 課 長 | 松永 英敬 君 | 保 健 福 祉 課 長 | 小尾 雅彦 君 |
| 福 祉 施 設 推 進 室 長 | 中田 芳治 君 | 産 業 建 設 課 長 | 岩谷 健悟 君 |
| 林 業 振 興 室 長 | 田畑 泰行 君 | ト マ ム 支 所 長 | 多田 淳史 君 |
| 財 務 担 当 係 長 | 野原 大樹 君 | 企 画 担 当 主 査 | 中里 安紘 君 |
| 建 築 担 当 主 幹 | 嵯峨 典子 君 | 水 道 担 当 主 幹 | 小林 昌弘 君 |
| 環 境 衛 生 担 当 主 幹 | 平岡 卓 君 | | |

（教育委員会）

| | | | |
|-------|--------|---------|---------|
| 教 育 長 | 藤本 武 君 | 教 育 次 長 | 伊藤 俊幸 君 |
|-------|--------|---------|---------|

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから平成26年第4回占冠村議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、6番、工藤國忠君、7番、木村一俊君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間と決定しました。

◎議長諸般報告

○議長（相川繁治君） これから、諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（尾関昌敏君） 審議資料の1ページをお願いいたします。

今期臨時会に付議された案件は議案第1号から議案第4号までの4件です。

2、説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下記載のとおりです。3、平成26年第3回定例会以降の議員の動向は6月17日広報特別委員会から記載のとおりでございます。

審議資料の4ページから5ページは平成25年度5月分の例月出納検査の結果です。審議資料の6ページから7ページは平成26年度5月分の例月出納検査結果です。審議資料の8ページから9ページは平成26年度6月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のため発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

○村長（中村 博君） 皆さんおはようございます。ただいま議長のお許しがありましたので、6月16日以降の行政報告を申し上げます。審議資料の2ページをお開きください。

まず報告事項について申し上げますので別に配付した報告事項をご参照願います。

トマム地区活性化推進協議会についてであります。トマム地区の集落対策を進めるため、7月2日トマムコミュニティセンターにおいて第1回トマム地区活性化推進協議会を開催いたしました。協議会には、行政区代表3人、町内会2人、トマムキッズクラブ1人、星野リゾートトマム1人、村2人による計9人の委員で構成

しており、委員に委嘱状を交付し、役員の選出を行いました。

会議では、主に今後のスケジュールや基礎データとなるアンケート調査の内容を説明しご意見をいただきました。また、昨年度行った双珠別地区、中央地区、占冠地区の集落対策に関する質疑等も活発に出されました。

スケジュールについては、年度内に本協議会を4回ほど開催し、トマム地区の集落対策の方向性を来年3月までに決定することとしています。

また、アンケート調査については、トマム地区住民の実態や意向を把握するために行いますが、アンケートの周知や回収等において、星野リゾート・トマムの協力を得るほか、本村と連携協定を締結している北海道大学大学院環境科学院の協力を得て、トマム地区の地域づくりに学術的な知見を活かしていくこととしております。

今後は、アンケート調査の結果をトマム地区活性化推進協議会に報告し、ご意見をいただいた後にトマム地区住民との意見交換会を行ってまいります。

主な用務は記載のとおりであります。

入札につきましては、平成26年度村道草刈り委託業務のほか、16件を執行しております。以上で、行政報告を終わります。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第3 議案第1号から日程第5 議案第4号

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第1号、工事請負契約を締結することについての件から、日程第5、議案第3号、工事請負契約を締結することについての件、3件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

議案第1号については産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 議案書の1ページをお開きください。議案第1号、工事請負契約を締結することについて。次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成26年8月8日提出、占冠村長、中村博。

1、契約の目的、上トマム地区ポンプ場築造工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、7344万円。4、契約の相手方、橋本川島・川端経常建設共同企業体、代表者、旭川市朝日町2条7丁目12番地90、株式会社橋本川島コーポレーション、代表取締役、川島崇則。

以上、ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（相川繁治君） 議案第2号及び議案第3号については保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号、工事請負契約を締結することについて、提案理由の説明をさせていただきます。

工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

内容としまして、契約の目的、工事名ですが、占冠村小規模多機能施設建設工事です。契約の方法につきましては、指名競争入札で5社によります。契約金額ですが、1億7388万です。契約の相手方ですが、橋本川島・川端経常建設共同企業体、代表者、旭川市朝日町2条7丁目12番地90、株式会社橋本川島コーポレーション、代表取締役、川島崇則。以上です。

続きまして議案書5ページをお願いいたします。議案第3号です。工事請負契約を締結する

ことについて、提案理由の説明をいたします。

工事請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の目的、工事名ですが、占冠村小規模多機能施設建設地中熱等設備工事です。契約方法ですが、5社によります指名競争入札です。契約金額、5767万2千円です。契約の相手方ですが、空知郡上富良野町中町3丁目2番1号、株式会社有我工業所、代表取締役、有我充人。

以上、ご審議の程よろしく願います。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 第1号議案について、改めて確認のために質問いたしますけど、給水設備場所として最適と認識された理由についてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 上トマムの取水場所のことかと思えます。取水場所については、10年ほど前から水利権をいただきまして取水場所等について検討を行ってございましたけれども、今の場所が最適であるということから、昨年より工事を進めているものであります。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号、工事請負契約を締結することについての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号、工事請負契約を締結することについての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号、工事請負契約を締結することについての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第4号、平成26年度占冠村一般会計補正予算第2号の件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書7ページをお願いいたします。議案第4号、平成26年度占冠村一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。この度提案いたします占冠村一般

会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億570万円にしようとするものでございます。以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。

議案書11ページをお願いいたします。19款、1項繰越金において前年度繰越金150万円の増額でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費において、7目企画費でふるさと寄附金において想定を上回っていることから報償費として寄附者贈呈品52万5千円の増額、通信運搬費で43万9千円の増額でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費において、3目環境衛生費で双珠別墓地において、一部早急な法面保護が必要となっていることから、修繕料53万6千円の増額でございます。

戻りまして8ページ、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） ふるさと納税の関係について、3点ほど質問をいたします。

いま、提案の中で予想を大きく上回る納税者があったということで、今回関係する費用について予算を計上されたわけですが、今日までのふるさと納税の実績、何人いるか、納税額についてが1点目。

2点目については、この取組みにあたって職場ではどういった体制でやっていくのかというのを前回質問したわけですが、大幅に予定を上回る納税者があるということで、担当している

職員等々、大変忙しいだろうと思います。そこで、これらについて本来業務をなげうってでも当たっているのか、新たにふるさと納税を専門に取り組む態勢でやっているのか。本来業務をなげうってでもやらざるを得ないということだと、その担当者が大変なことになるだろうと心配いるところであって、この辺についての状況をご説明をお願いします。

それから3点目、非公式に聞いたので事実かどうかわかりませんが、たくさん納税者がいるということで、一旦これらについて止めているという話を聞いているんですが、これはふるさと納税をした人に対して品物を止めているのか、今回の予算に絡んで止めているのか、それとも対応ができずに止めているのか、その辺について事実関係をご説明をお願いいたします。以上、3点です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

○企画商工課長（松永英敬君） ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、ふるさと納税の実績についてでございますけれども、件数でいきますと8月4日現在198件、金額で申し上げますと207万5千円となっております。

次に2点目の職場の体制でございますが、こちらにつきましては企画担当で現有勢力の中でおこなっております、実質主査が1人でほぼその業務を処理しているという状況になってございます。実は以前そういった業務の経験がありまして、能力が備わっている職員でございますので、現在のところはそういった中で、非常に忙し状況なのは確かですけど、現状の中で対応させていただいているということでございます。付け加えますと、各課のほうには役場の庁内連絡会議の中でふるさと納税をPRできる機会、例えば札幌市とかの都市圏で機会があれば

ぜひチラシ等を持って行ってPRしていただきたいということで、私どものほうからお願いをしているところでございます。

次に3点目の納税件数が多いので止めているというお話があるということで、その件についてはですね、実際に提供しておりますメロンと秋野菜、これが提供商品となってございますけれども、こちらについては農家さんから提供いただける数というのが限定されておまして、無尽蔵に提供できない商品でございます。例えばメロンでありますと7月いっぱいまでに寄附を完納した人のみに送付するといったルールを設けてまして、それ以降、時期ものの商品がございますので、そういった意味で商品を止めているという話が出ているのではないかというふうな推測をしております。今回の予算において、止めている云々ということで足りない予算を上げたということではなくて、全体の件数が伸びていることから今回の増額の補正をさせていただいたということをご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号、平成26年度占冠村一般会計補正予算、第2号の件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決し

ました。

◎閉会の議決

○議長（相川繁治君） お諮りします。本臨時会に付議された案件はすべて終了しました。したがって会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって本臨時会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会宣言

○議長（相川繁治君） これで本日の会議を閉じます。

平成26年第4回占冠村議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 9月 2日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員 工 藤 國 忠

占冠村議会議員 木 村 一 俊